

伊丹市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（令和5年伊丹市規則第24号）

伊丹市建築基準法施行細則（昭和46年伊丹市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（許可申請に添付する図書）</p> <p>第11条 省令第10条の4第1項の規定により市長が定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 法第44条第1項第2号、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、<u>法第55条第3項第1号若しくは第2号</u>、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項又は法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号又は法第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による場合にあつては、次に掲げる図書</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">（事業計画のある道路の指定）</p> <p>第11条の2 法第42条第1項第4号に規定する道路の指定を受けようとするものは、道路の指定申出書（様式第10号）に次に掲げる図書を添えて市長</p>	<p style="text-align: center;">（許可申請に添付する図書）</p> <p>第11条 省令第10条の4第1項の規定により市長が定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 法第44条第1項第2号、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、<u>法第55条第3項若しくは第4項各号</u>、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、<u>法第58条第2項</u>、法第59条第1項第3号若しくは第4項又は法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号又は法第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による場合にあつては、次に掲げる図書</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">（事業計画のある道路の指定）</p> <p>第11条の2 法第42条第1項第4号に規定する道路の指定を受けようとするものは、道路の指定申出書（様式第10号）に次に掲げる図書を添えて市長</p>

に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 道路となる土地の登記事項証明書

2 (略)

(認定申請書に添付する図書)

第15条の2 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 法第44条第1項第3号、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで、若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の5第1項若しくは第2項又は法第68条の5の6の規定による場合にあつては、次に掲げる図書

ア～キ (略)

ク 日影図 (法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に限る。第4号カにおいて同じ。)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 令第137条の16第2号の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書

に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(認定申請書に添付する図書)

第15条の2 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 法第44条第1項第3号、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで、若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の5第1項若しくは第2項又は法第68条の5の6の規定による場合にあつては、次に掲げる図書

ア～キ (略)

ク 日影図 (法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に限る。第3号カ及び第5号カにおいて同じ。)

(3) 法第52条第6項第3号の規定による場合にあつては、次に掲げる図書

ア 付近見取図

イ 配置図

ウ 各階平面図

エ 2面以上の立面図

オ 断面図

カ 日影図

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 令第137条の16第2号の規定による場合にあつては、次に掲げる図書

ア～オ (略)
2 (略)

ア～オ (略)
2 (略)

様式第6号を次のように改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊丹市建築基準法施行細則の様式は、この規則による改正後の伊丹市建築基準法施行細則の様式とみなして、当分の間、これを使用することができる。